

ト「AINET」も活用している。インターネット内に人権啓発コースを開設し（図1）、関係通知や研修で使用した資料等を共有することで、研修に参加できなかった職員を含め、各職員が職場のパソコンで人権研修をいつでも受講することができる環境を整備し、効果拡大を図っている。

4 その他の取組

当局的災害現場等における聴覚障害者等への支援事業についても紹介しておきたい。

まず、聴覚障害者等からの119番通報に対して「eメール・Web119通報システム」を運用している。聴覚障害者等が事前に登録することで、携帯電話やインターネット端末からeメールやWebを利用して緊急通報が行えるシステムである。

また、災害現場では、現場に駆け付けた救急隊員等が聴覚障害者等から症状を聞き取る際に、円滑にコミュニケーションを図る方法として、コミュニケーションボード（図2）を活用している。

その他、平成22年からは健康福祉局が所掌する「横浜市救急手話通訳者派遣事業」を運用している。119番通報

時や救急現場等において手話通訳者の派遣要請を受けた場合に、搬送先医療機関に手話通訳者を派遣し、聴覚障害者等の意思疎通を支援する制度で、119番通報↓現場↓搬送↓医療機関の一連の流れにおいて切れ目のない支援を展開するものである。

5 おわりに

障害者差別解消法の目的は、障害の有無による分け隔てのない、共生社会の実現である。近年、全国各地で自然災害が多く発生しており、災害の規模が大きいほど、障害のある方を含む多くの方が被災する。このとき、被災した方の救助、支援活動には市民による共助が大切であり重要となる。したがって、消防局が所掌する事業における合理的配慮のほか、市民への啓発活動が必要であると考える。

緊迫した災害、救急現場においても、市民の皆様にも「最高水準の消防サービス」を提供するため、消防のプロとしてどのように行動すべきか、今回の研修を通じて改めて考え直すきっかけとなり、人材育成の視点からも意義のあるものとなった。

コラム

数字でみる横浜市の状況②

健康福祉局課長補佐（障害企画課企画調整係長）
中村 剛志

◆障害のある人の住まい

どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが望まれます。一方で、やむを得ず今の住まいに住み続けることが困難になる場合も想定されますが、そのような場合でも、その時々の障害児・者の状況に合ったところで生活できるように仕組みが必要です。

そのため、横浜市では、障害のある人の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、多様な住まいの構築を進めています。

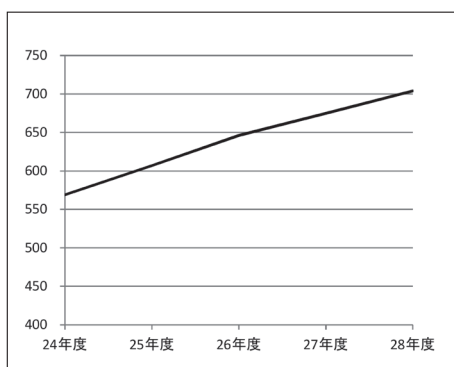
ちなみに、地域の中で障害のある人が共同で生活をする場として、「障害者グループホーム」を平成24年度からの4年間で135か所（定員：2,105人）整備しました。

表1 障害者グループホームの推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
箇所数(か所)	569	607	646	675	704
定員(人)	3,054	3,290	3,551	3,762	3,959

※各年度3月末現在

グラフ1 箇所数の推移



グラフ2 定員の推移

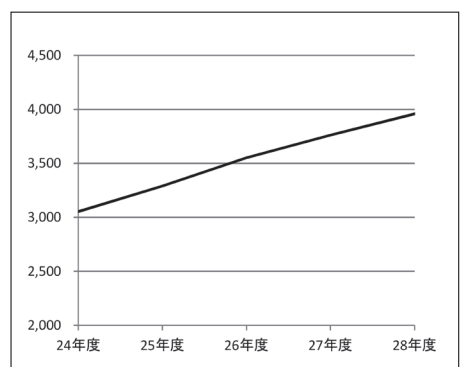


表2 障害のある人が現在暮らしているところ（平成26年 当事者アンケートより）

	自宅（親などと生活）	自宅（配偶者や子どもと生活）	自宅（一人暮らし）	グループホーム	入所施設	高齢者施設・高齢者向け住宅	病院	無回答
身体障害	24%	53%	14%	1%	3%	1%	2%	2%
知的障害	72%	3%	3%	12%	7%	1%	1%	1%
精神障害	44%	22%	22%	3%	2%	1%	3%	3%